

愛媛県建設工事関連業務入札後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関する調査、測量及び設計の業務（以下「建設工事関連業務」という。）における入札業務の効率化及び発注期間の短縮化を図り、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、入札後審査型一般競争入札を実施するにあたって必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 入札後審査型一般競争入札とは、一般競争入札に係る入札前に入札参加申請手続を簡略化し、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものをいう。

- 2 前項の落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱（令和4年6月1日制定）の適用を受ける建設工事関連業務にあっては、予定価格の制限の範囲内で、同要綱第3条第1項に規定する最低制限価格以上の価格で入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者）をいう。ただし、愛媛県建設工事関連業務総合評価落札方式実施要領（令和7年4月18日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に基づき、総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち評価値が最も高い者をいう。

(対象業務)

第3条 原則として、次に掲げる建設工事関連業務を対象として実施することとし、具体的な取扱いは別に定める。

(1) 一定の入札参加資格の設定により品質の確保が可能な業務

(2) 入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

(入札の公告等)

第4条 入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ（愛媛県電子入札ホームページ又は発注部局等のホームページを含む。以下同じ。）又は県の掲示板により公告するもの

とする。

- 2 入札の公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)

- (2) 県の建設工事関連業務入札参加資格審査申請書を提出していること。(業種区分等を明示すること。)

- (3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

- (5) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該建設工事関連業務を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

- (6) 当該建設工事関連業務と同種・同程度の業務の履行実績があること。(過去の業務実績を明示すること。)

- (7) 当該建設工事関連業務に配置を予定する管理技術者及び照査技術者が適正であること。(必要な資格等を明示すること。)

- (8) 総合評価落札方式の場合は、総合評価に係る業務実績等が適正であること。(総合評価に係る評価項目、評価基準等を明示すること。)

- (9) 入札に参加する者又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

- (10) その他建設工事関連業務ごとに必要と認める事項

(入札参加資格の決定)

第6条 前条に規定する資格は、設計金額1億円以上の建設

工事関連業務については、愛媛県競争参加資格審査会の審査を経て知事が決定し、同1億円未満の建設工事関連業務については、次に定めるところによるものとする。

(1) 本庁発注建設工事関連業務

ア 知事部局が発注するものにあつては、愛媛県競争参加資格審査会要綱（平成6年5月6日制定）第5の規定に基づく審査を経て総務部長又は行政経営課長が決定

イ その他の機関が発注するものにあつては、当該建設工事関連業務を発注する機関において設置する検討委員会等の審査を経て機関の長が決定

(2) 地方機関発注建設工事関連業務にあつては、当該建設工事関連業務を発注する地方機関において設置する審査会等の審査を経て地方機関の長が決定

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出）

第7条 入札後審査型一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から入札時に入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（様式第2号（総合評価落札方式の場合は総合評価実施要領に規定する総合評価に係る資料を含む。）。以下「確認資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書及び確認資料は、県ホームページにおいて示す様式に従い作成し、参加希望者が提出するものとし、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。

3 公告において示す様式は、申請書については様式第1号、確認資料については様式第2号に準じて作成するものとする。

（基本的入札参加資格の事前確認）

第8条 入札執行者は、入札後審査型一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第5条に規定する入札参加資格に関して、発注者が指定した期間に申請書及び確認資料を提出しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

2 入札執行者は、前項において入札参加資格を有していないと認めた者については、入札参加資格不適格通知書（様式第3号）を送付するとともに、規則第139条に基づき当該入札を無効とする。（当該入札者が、運用基準に定めるやむを得ない事由により、入札執行者の承諾を得て紙入札方式にて入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）である場合は、当該入札に参加させてはならない。）なお、前項の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

- 3 前2項の規定による事前確認の内容とその方法については、公告において明らかにするものとする。

(入札説明書の配布)

第9条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、入札執行機関において配布するものとする。

(1) 入札に係る説明事項

(2) 申請書及び確認資料

(3) 愛媛県建設工事入札者心得

(4) 仕様書等貸与申請書（閲覧所を設けて閲覧に供する場合）

(5) その他建設工事関連業務ごとに必要と認めるもの

(仕様書等の閲覧等)

第10条 仕様書等は、県ホームページ又は閲覧所において閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 仕様書等の閲覧期間（閲覧所を設けて閲覧に供する場合は閲覧場所及び閲覧方法を含む。）は、公告において明らかにするものとする。

- 3 仕様書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札の期間の初日の前日まで行うものとする。

- 4 質問書の提出は原則として電子入札システムにより行うものとし、提出方法、受付期間及び受付場所については、公告において明らかにするものとする。

- 5 質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を電子入札システム又は県ホームページにより公表するものとする。質問に対する回答書の公表方法及び公表期間については、公告において明らかにするものとする。

- 6 質問書の受付期間は、原則として仕様書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札の期間の初日の6日（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）前日までとするものとする。

- 7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に開始し、入札の期間の初日の前日に終了するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金については、規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、規則第137条に該当するものについては免除することがある。

- 2 入札保証金の免除については、第8条第1項の規定に基づく事前確認の際に、規則第137条に該当するか否かを判断するものとする。

3 契約保証金については、規則第152条及び第153条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、規則第154条に該当するものについては免除することがある。

4 契約保証金の免除については、第13条第2項の規定に基づく審査の際に、規則第154条に該当するか否かを判断するものとする。なお、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）の適用を受ける建設工事関連業務にあって、同要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札を行った入札者との契約の場合は免除しない。
（開札の執行）

第12条 開札の執行は、第8条の規定に基づく事前確認において、入札参加資格を有していると確認できた者の入札書を開札の対象とし（紙入札参加者については、入札参加資格を有していると確認できた者を参加させるものとし）、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札に際し、入札参加者に業務委託費内訳書（予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事関連業務の場合）、申請書及び確認資料の提出を求め、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。

4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を電子入札システムにより通知する。（紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額、業者名を公表の上、後日落札者を決定する旨を口頭により通知する。）なお、低入札価格調査実施要綱の適用を受ける建設工事関連業務にあっては、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があった場合には、同要綱に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う旨を併せて通知する。

（落札決定及び入札参加資格要件の審査）

第13条 入札執行者は、開札の執行後（総合評価落札方式の場合は、開札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした入札参加者について評価値の算出を行った後）、落札候補者に対して、第5条第6号、第7号及び第10号（総合評価落札方式の場合は同条第8号を含む。）に規定する入札参加資格に関して、確認資料を証する書類（以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。なお、追加資料は電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により原則として開札執行日中の提出を求めるものとし、

提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者から提出された申請書、確認資料及び追加資料（以下この条において「申請書等」という。）の内容を審査し、入札参加資格を満たしていることを認められる場合には、落札候補者以外の入札参加者の審査を省略し、落札候補者を落札者と決定して審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。なお、同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2者以上である場合は、追加資料の提出を求める前に電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

- 3 落札候補者がした入札が、低入札価格調査の対象である場合は、入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。この場合、入札執行者は、当該入札参加者から提出された申請書等の内容を審査するものとする。ただし、落札者の決定は当該低入札価格調査の後に行うものとする。

- 4 前項において、入札参加資格を満たしていないと認められた者（申請書等が不備であった場合も含む。）がした入札については、規則第139条に基づき入札を無効とするものとする。

- 5 落札者の決定は、原則として開札執行日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合及び総合評価落札方式の場合は、この限りでない。

- 6 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。（紙入札参加者に対する落札者決定の通知については、紙入札参加者が落札者である場合は、文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外である場合は、県ホームページに入札結果を公表することをもって、落札者決定の通知に代えるものとする。）

- 7 第2項において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適合通知書（様式第3号）を送付するものとする。

- 8 入札執行者は、落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第 1 4 条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第 6 項の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3 入札執行者は、第 1 項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（落札者として決定しなかった者に対する理由の説明）

第 1 5 条 総合評価落札方式の場合で、落札者として決定されなかった者は、第 13 条第 6 項の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に対して落札者として決定しなかった理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 落札者として決定されなかった者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3 入札執行者は、第 1 項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の無効）

第 1 6 条 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに愛媛県建設工事入札者心得及び運用基準等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の中止）

第 1 7 条 第 8 条第 1 項の基本的入札参加資格の事前確認の結果、基本的入札参加資格を有していると認められる者がいないときは、入札を中止するものとする。

（その他）

第 1 8 条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、運用基準によるものとする。

第 1 9 条 総合評価落札方式の場合は、この要領に定めるもののほか、総合評価実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(契約担当者) 様
(※知事又は地方局長)

	住 所
申請者	商号又は名称
	代 表 者 名

○年○月○日付けで入札公告のあった○○○○業務に係る入札に参加する資格について確認くださるよう、次の書類を添えて申請します。
なお、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 入札参加資格確認資料 (様式第 2 号)
- (1) 基本事項 (資本関係及び人的関係に係る状況を含む。) ((様式第 2 号) その 1)
 - (2) 管理技術者等の要件 ((様式第 2 号) その 2)
 - (3) 業者の過去10か年度の業務実績 ((様式第 2 号) その 3)

注 申請書は 1 部提出のこと。

(様式第2号) その1

入札参加資格確認資料（基本事項）		
商号又は名称 _____		
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無 【※共通事項○(○)関係】 「該当する□に印を付すること。（以下同じ）」		☐ 民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。 ☐ 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。 ☐ いずれの申立てもなされていない。
資本関係又は人的関係のある建設会社の有無 （入札説明書○(○)に掲げるア、イ又はウに該当する建設会社又は役員の有無） 【※共通事項○(○)関係】		☐ あり ※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届」（様式第2号）その1－1を併せて提出すること。 ☐ なし
○○業務の入札参加資格の有無 【※入札公告○(○)関係】		☐ あり ☐ なし
県内の本店等所在地 【※共通事項○(○)関係】	本店等区分	☐ 本店 ☐ 支店又は営業所 ☐ なし
	所在地	
業務実績 【※共通事項○(○)関係】		☐ あり ☐ なし
暴力団員等との関係状況 【※共通事項○(○)関係】		☐ 愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である。 ☐ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。 ☐ 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 ☐ 上記のいずれにも該当しない。
備 考		

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称 _____

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	本店所在地	法人番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	本店所在地	法人番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	法人番号

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	法人番号	役職

注1 該当がない場合は、本様式（(様式第2号) その1-1）の提出は必要ない。

2 「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人について記入すること。

(様式第2号) その2

入札参加資格確認資料（管理技術者等の要件）		
【※共通事項○（○）関係】		
商号又は名称_____		
氏 名		
入 札 参 加 資 格	保 有 資 格	
	同種又は類似業務の実績	

注 1 押印を要しない。
注 2 管理技術者は担当技術者を兼務することができる。

(様式第2号) その3

入札参加資格確認資料（業者の過去10か年度の業務実績）

【※共通事項○(○)関係】

商号又は名称：_____

業 務 名	(TECRIS登録番号：_____)
発注機関	
契約金額	
履行期間	
業務概要	

注1 業務実績は、直近の過去10か年度における国、地方自治体等公的機関における元請としての業務実績（当初契約額が100万円以上でかつ業務が完成し、引き渡しが完了したものに限る。）を対象とする。

注2 共同企業体の代表者でない構成員としての業務実績は、出資比率が30%以上のものであれば認める。

(様式第3号)

入札参加資格不適格通知書

第 号
○年○月○日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

(契約担当者)
(※知事又は地方局長)

貴社が先に入札した下記業務の入札参加資格を審査した結果、下記理由により入札参加資格がないことが確認されました。

よって、愛媛県会計規則第139条の規定に基づき貴社が行った入札は無効となります。

記

入札公告日	○ 年 ○ 月 ○ 日
入札日	○ 年 ○ 月 ○ 日
業 務 名	
入札参加資格がない と認めた理由	

なお、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求める者は、〇年〇月〇日までに〇〇課へその旨を記載した書面を持参の上、提出してください。